

平成29年第6回上里町議会定例会会議録第3号

平成29年12月6日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出承認第 4 号）専決処分の承認を求めることについて
日程第 8（町長提出議案第 60 号）上里町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 9（町長提出議案第 61 号）平成29年度上里町一般会計補正予算（第7号）
について
日程第10（町長提出議案第 62 号）平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）について
日程第11（町長提出議案第 63 号）平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について
日程第12（町長提出議案第 64 号）平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

出席議員（14人）

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 須 長 正 実 君
総合政策課長 岡 村 拓 哉 君	税 務 課 長 山 田 隆 君
くらし安全課長 望 月 誠 君	町民福祉課長 谷 木 絹 代 君
子育て共生課長 間々田 由 美 君	健康保険課長 山 下 容 二 君

高齢者いきいき課長 飯塚郁代君
学校教育課長 高橋淳君
生涯学習課長 小暮伸俊君

まち整備課長 稲岡信行君
学校指導室長 加藤修君

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 次 長 神村輝行

◎開 議

午前9時45分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（納谷克俊君） 日程第7、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました承認第4号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

去る、平成29年9月28日開催の通常国会におきまして、衆議院が解散をいたしましたことから、衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。これに伴いまして、上里町におきましても、直ちに選挙事務を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日に、平成29年度上里町一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行ったものでございます。

次に、予算内容を御説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,206万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,099万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページにつきましては、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、款15県支出金は1,205万8,000円の増額補正で、衆議院議員総選挙委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金の増額となっております。

款19繰越金は1万円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、補正前の額に対しまして1,206万8,000円を追加し、91億3,099万円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、款2総務費の選挙費につきまして1,206万8,000円の増額でござ

います。内容といたしましては、選挙執行経費といたしまして、投票所・開票所の運営や、ポスター掲示板の設置などにかかる経費について、増額補正をするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計同様に、補正前の額に対しまして1,206万8,000円を増額補正し、91億3,099万円とするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました、平成29年度上里町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認にすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第60号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第8、町長提出議案第60号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第60号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成28年3月31日に公布施行されたこと、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税

法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が、平成28年11月28日に公布施行されたことに伴いまして、上里町税条例等の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

まず、第1条の改正でございます。

主に、公布の日施行となる、本則の改正でございます。

町税条例の条文ごとに御説明を申し上げます。

附則第5条は、個人住民税の所得割の非課税範囲を規定したのですが、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、文言を改正するものでございます。

附則第7条の3の2は、個人住民税における、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、消費税率10%への引き上げが延長されたことに伴い、2年延長して、平成43年度までとするものでございます。

附則第10条の3は、住宅改修特例の申告について、参照条文を改正するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の重課税率とグリーン化特例の表について、参照条項の修正、納期限に関する文言を改正するものでございます。

続いて、第2条の改正でございます。

平成31年10月の、消費税率改正と同時に施行される、町税に関する改正となっております。

主に、軽自動車税の改正ございまして、消費税率が10%へ引き上げられるときに、自動車取得税が廃止され、これにかわって、新たに軽自動車の環境性能に応じた税率が決定される、環境性能割が新設をされます。これまでの軽自動車税が、取得時に一度だけかかる環境性能割と、所有に対して毎年かかる種別割という税に変わります。

町税条例の条文ごとに、主なものを説明させていただきます。

まず、第18条の3は、納税証明事項について、軽自動車税を種別割へと改正し、第19条は、納期限後納付について、環境性能割を対象に加えるものでございます。

第34条の4は、法人町民税に関する部分で、法人税割の税率を9.7%から6.0%に改正するものでございます。

第80条から第81条は、軽自動車税の納税義務者等について規定したのですが、軽自動車の取得者に環境性能割を課し、所有者に種別割を課すというものでございます。また、売り主が所有権を留保している場合には、買い主を取得者または所有者とみなして、課税するというものでございます。

第81条の3から第81条の8は、環境性能割の税率、徴収方法、申告納付、減免等について規定したものでございます。税率は、軽自動車等の販売価格を課税標準として、排気量や排ガス基準、燃費基準の区分により、1%から3%まで定めるものでございます。

第82条から第91条は、種別割の税率や納期、徴収方法、申告、減免等について規定をするものでございます。従来の軽自動車税の名称が種別割に変更されることに伴い、税の名称や様式番号変更など、文言の改正を行います。種別割の税率については、旧軽自動車税と変更はございません。

附則第15条の2から附則第15条の5は、環境性能割の賦課徴収についての特例を定めたもので、当分の間、県が町にかわって環境性能割の申告納税事務を取り扱うこと、町は県に対して、徴収取扱費を交付することなどを規定しております。

附則第15条の6と附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について規定をするものでございます。環境性能割の税率は、本則で1%から3%となっておりますが、営業用の3輪以上の車両において0.5%から2%の範囲に、自家用の3輪以上の車両については2%を上限とする特例を規定するものでございます。また、現行の軽自動車税は種別割となり、13年を経過した軽自動車等の重課税の特例、グリーン化特例においても、同様に文言等の改正を行うものでございます。

続いて、第3条の改正でございます。

この改正は、平成26年上里町条例第10号による改正条例を改正するものでございます。

附則第6条は、軽自動車税の税率の経過措置に関する規定で、参照条項を修正するものでございます。

続いて、第4条の改正でございます。

この改正は、第3条と同じく、平成26年上里町条例第10号による改正条例、附則第6条を改正するものでございます。平成31年10月以降、税の名称を、「軽自動車税」から「種別割」に変更するものでございます。

続いて、第5条の改正でございます。

この改正は、平成27年上里町条例第22号による改正条例を改正するものでございます。

附則第5条では、期限後納付と延滞金に関する読みかえの表があり、環境性能割を追加する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、第6条の改正でございます。

この改正は、平成29年上里町条例第14号による改正条例を改正するものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置についてで、文言を修正する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、附則の内容でございますが、第1条は、新条例の施行期日について規定したもので、基本的に公布の日施行としております。ただし、個人町民税所得割の非課税範囲に係る規定は、平成31年1月1日施行、消費税10%に伴う法人税、軽自動車税の改正については、平成31年10

月 1 日施行としております。

第 2 条は、町民税に関する経過措置について規定したものでございます。第 1 項で、個人町民税の所得割非課税範囲について、平成30年度分までは従前の計算方法を適用いたします。第 2 項で、法人町民税は、平成31年10月 1 日より前に開始した事業年度においては、従前の税率が適用となります。

第 3 条は、軽自動車税に関する経過措置について規定したものでございます。環境性能割については、平成31年10月 1 日以降取得分から、種別割については、平成32年度分以降の軽自動車税から適用となります。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 先ほど、全協のところでも質問したんですけども、さらにちょっと疑問に思うところがあるんですが、自動車取得税を廃止して、環境性能割に移行するということはわかりました。環境的によいものほど税率も低くて、当面は0.1から2%、本来であると1%から3%ということであります。環境によいほうがいいわけでありますので、全協での説明では、それほど変わらないんじゃないかというふうに言われましたけれども、自動車取得税の現在の形ですと、軽自動車だと2%であります。それが0.5から2%の当面の部分でいきますと、環境にいいものを購入すると、いわゆる環境にいいわけですから、それはそれで喜ばしいことだし、環境改善を図るために、クリーンな環境性能型の車が増えていくことが、いいことでもありますけれども、そうしますと、町に入ってくる環境性能割の部分は、少なくなっていくのかなというふうに思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、やはり大きな問題なのは、法人町民税の税率改正だというふうに思っています。26年度の改正のときには、12.3%から9.7%に。そして、今回6%に変更することによって、6.3%の引き下げになります。先ほど、全協での説明ですと、それは地方交付税のほうに国税として算入されるので、町の影響はないんですよということだったと思います。法人に対しては、国税として引き下がった分は徴収されるので、法人は、プラスマイナスゼロですよという説明だったと思います。しかしながら、安倍政権に入りまして、法人税率は毎年、毎年、引き下がってきているというふうに思います。それですとどこを、色分けがしてありませんので、

法人税割を引き下げた分は、国税で徴収していますよと言いながら、法人税が全体に引き下がっている部分は、どのようになっているのか。

私、調べてみたんですけれども、上里町の交付税は、26年から27年に向けては、9,048万4,000円ほど増えました。しかし、27年から28年にかけては8,778万6,000円減りました。ですので、本来であれば、ここは増え続けなきゃいけないというふうに思うわけです。ですので、そのことについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

まず、1点目ですけれども、環境性能割、こちらにつきまして、これから税率が段階の課税ということになるということで、これから環境性能のいい車を購入する方が増えれば、町の税収が減ってしまうのではないかという御質問だったと思います。

こちらに関しましては、議員さんからもお話ありましたように、積極的な環境関連税制として、国の国策としてやっていく内容でございまして、燃費性能、排ガス規制がすぐれた車に関しては税率が低い、そういった車を皆さんが求められる普及促進、あるいは、企業のほうで技術革新のインセンティブ、そういった観点から導入されるものかと思えます。そういった意味で、導入が進めば当然ながら、税収としては減ってきてしまう部分があるのかなとは考えております。

それから、法人税の関係でございまして。

町の法人税割に関しましては、12.3%から9.7%、6%へと段階的に引き下げてまいります。こちらに関しましては、国の地方法人税というものが新しく創設されて、その落ちた分については、地方交付税の原資となるような形で、それが各市町村に遍在性がなく分配されるという形になってございます。町税の部分に関しましては、そういった形で、交付税の中でも的確に算定されているのかなと考えております。

また、おっしゃるように、国の法人税率、こちらのほうも、平成27年度が23.9%、28、29年度が23.4%、30年度が23.2%ということで、段階的に引き下げているような状況でございまして。こちらに関しては、企業のほうのメリットがあるのかなと考えております。

以上でございまして。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 沓澤議員からの御質問で、地方交付税の推移に関してのご質問がございました。

特に、法人町民税の關係の税制改正があつたにもかかわらず、地方交付税が伸びていないという部分で、御質問があつたわけでございますけれども、この部分、法人町民税の部分のみを切り取って考えますと、法人町民税が、地方交付税算定をする際の基準財政収入額に算入をされておりますので、理論上は、地方交付税の増加要因となっているということになります。法人町民税が地方交付税に、いわば振りかわるような形になりますので、この点では、沓澤議員おっしゃるように、地方交付税の増加要因となるわけですが、これはあくまで、やはり理論上ということになりまして、その他の要因でいきますと、まず、町の中でどのように基準財政需要額、収入額が増減しているのか、ほかに、地方交付税自体の制度も、毎年少しずつ変わっているようなところもございますし、国においても、地方交付税そのものの原資を、どのように確保するののかというのが、国の中でも大きな問題になっているということもあります。

おっしゃられた、27年度から28年度について言いますと、おっしゃるように、6.9%ほど地方交付税減になっているわけですが、この部分は、町の中でのその他の部分の基準財政収入額が伸びているというのが大きな要因になっています。結果として、需要額と収入額の差としてあらわれる地方交付税が減になったというのが、28年度決算の原因であつたということで、あくまでも理論的な部分というところで、今回の法人町民税の改正についても御理解をいただければというふうに思います。一概にはなかなか御説明が難しい部分もあるということで、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 説明はわかります。地方交付税そのものが、非常に難しい算定の積み上げの中に出てきていますし、また、その自治体のその年度の税収によっても、左右されるものだというふうには思いますけれども、私が一番疑問に思いますのは、法人町民税は、いわゆる町の自主財源が明らかに減る、それを国税に名前を変えて、それは減らした分はそっくりそこで地方交付税と同じように、格差をなくすような形で分配しますよということでありませぬけれども、一方で、法人税は全体とすると減っているわけですね。ということは、法人税の名目上、国税にした地方交付税は、ちゃんと減った分を丸々移しただけですよというふうにはしていませんけれども、企業が出している法人税そのものが減っているわけですから、国に入ってくる税収としてはマイナスになる。いわゆる所得税と法人税の大もとが、もともとの地方交付税として分配されるわけですから、もともとの原資そのものが減っているというふうに言えるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

言いかえれば、地方交付税が足りなかったために、地方公共団体は臨時財政対策債をずっと発行し続け、それは、後の地方交付税に100%算入されますよということで、やむを得ず、それを借りなければ運営できないわけですから、どこの自治体も臨時財政対策債を起こしてきたと思います。上里町も、臨時財政対策債が借金の半分を占めるわけでありましてけれども、それを借りていなければ、地方交付税はもっと少ないんですよという説明かもしれません。

だから、今のいただいている地方交付税の中には、臨時財政対策債の100%の部分が、ちゃんと計算上入っているんですよと説明されるかもしれませんが、地方交付税は、三位一体改革のときに、がくっと10億を削ってしまって、本当にこのまま町の財政は立ち行くのかなと思ったときがありました。やっと今、少しもとに戻った程度だと思うんですね。ですので、どのような説明をされても、もともと国が説明しているような地方交付税は、配分されていないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 沓澤議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

法人町民税のシステムが、今回、税率が改正になりまして、それに伴って、先ほどからお話し申し上げたとおり、地域間の偏在性を是正するために、差額分を国税化する地方法人税が創設をされて、市町村に交付金として再配分されるということでございますけれども、それについては、御理解をいただいているところだと思いますけれども。

それに関連して、地方交付税の課題についてお話がございましたけれども、課長からも、地方交付税について説明がございましたけれども、毎回、さまざまな事業の中で、地方交付税の中に算定をされていますよというお話を申し上げますと、今、お話をいただいたような御質問が、今まであるわけでございますけれども。基本的には、地方交付税の中の算定の中にしっかり入っているということで、今回の法人町民税の改正に伴いましては、理論値ということもございまして、適正に算入をされているということは、まず、御理解していただきたいと思います。

結果として、地方交付税については、推移の中で申し上げましたように、それほど伸びていなかったり、小泉改革のときに大幅に減というようなこともございましたけれども、国全体の考え方として、地方交付税ですとか臨時財政対策債、そういうものを国や県と協議をしながら、また、国のほうの政策に向けて、町としても対応してきたという経緯があるわけでございますので、そこはしっかり、町としても対応してきたということで、御理解をしていただければありがたいと思います。

全体的に、国の法人税については、さまざまな考え方があると思いますけれども、国として

は、企業が元気に、また世界に対応するような企業になるために、雇用や景気回復を促すという意味で、国の政策として、法人税については、ここ何年か税率を下げてきたということでございますので、そこの関連と、地方交付税との関連については、ちょっとかみ合わないのかなということでございますので、まず、今回の法人町民税については、改正に伴いまして、地方交付税の中にしっかりとして算入をされているということを、御理解をしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第60号 上里町税条例等の一部を改正する条例について、反対ですので討論を行いたいと思います。

この議案は、平成28、29年の、地方税法の一部改正の中の、消費税率10%への引き上げを前提とした内容であります。

軽自動車税については、消費税率を10%に引き上げる際に、自動車取得税を廃止することが前提となっています。それによって、自動車取得税におけるいわゆるエコカー減税などの、グリーン化機能が失われることから、環境性能割が創設されるものであり、賦課徴収等は、当分の間は県が行い、税率については、当面2%が上限となっているとのことです。

グリーン化が進めば進むほど、税率が低くなるわけで、町に対しては減収になる方向はありますけれども、環境全体を考えたり、環境によいものを購入した住民に対しては、課税が低くなるというメリットもあるのかなというふうに思っています。

私が、やはりここで疑問に思っているのは、法人税に関してであります。

法人税に関しては、消費税増税時に、地域間格差が発生することから、平成26年度8%に引き上がったときに、国税として地方法人税を創設し、地方税である法人住民税の一部を、地方法人税に組み替えて、地方交付税の原資にする仕組みがつけられました。

今回は、法人住民税を9.7%から6%に引き下げることですが、前回の12.3%から見れば、半分に減ることになります。組み替え部分が拡大する内容になっているわけでありまして、けれども、国は、消費税増税によって、拡大する地域間格差を是正するためとしていますけれ

ども、自治体間の税収格差の是正は、本来、地方交付税が担っていることであり、地方交付税の財源保障と、財政調整の機能を強化することが重要なことだというふうに思っています。

それらは、所得税や法人税などに対する、地方交付税の税率引き上げで、対応されるべき内容だというふうに思うわけでありますけれども、法人税は、先ほど課長さんから説明があったとおり、平成27年は23.9%、28、29年は23.4%、そして30年は23.2%と、年々引き下がっているわけであります。地方交付税の原資になるべき法人税率が、全体的に下がっている中で、法人町民税を引き下げた部分の原資は、別に国税として担保していますよという説明であります。結果的には、先ほどの質疑の中でも述べましたとおり、平成27年から28年に向かつては、これは、これが全てとは言いませんけれども、上里町は、伸びるべき地方交付税が、8,778万円も減っている。こういうところに見られるように、本来、消費税と抱き合わせである、このことが重大な問題でないかなと思っています。

1989年の消費税創設以来の29年間で、消費税の総額は349兆円で、その同じ間に、法人三税は281兆円、所得税、住民税も266兆円減っているんですね。そうしたことを考えますと、地方交付税に色はついていませんけれども、本来、地域に、地方自治体に再配分すべき財源の確保は、減っているというふうに言えるんじゃないかなというふうに思います。

そして、それにかわるものとして、消費税が8%になり10%になっていく。そもそも、消費税は、所得の少ない人に重い課税でありまして、逆進性が高いものです。富の再配分という、税の重要な機能を損なうわけでありまして、この消費税増税に伴って行われる改正でありますので、議案第60号に対して反対としたいと思います。

○議長（納谷克俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第61号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第9、町長提出議案第61号 平成29年度上里町一般会計補正予算

(第7号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申しあげました議案第61号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成29年度上里町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,784万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,883万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を、「第2表 繰越明許費」とするものでございます。

第3条は、地方債について、「第3表 地方債補正」により変更するものでございます。

それでは、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款14国庫支出金は4,679万7,000円の増額補正で、主な内容は、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金、民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（道路事業）などの増額となっております。

款15県支出金は1,659万8,000円の増額補正で、主な内容は、民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金、民生費県補助金の教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金などの増額となっております。

款17寄附金は1,000万円の増額補正で、一般寄附金の増額となっております。

款18繰入金金は3,839万4,000円の増額補正で、教育施設整備基金繰入金の増額となっております。

款19繰越金は3,176万5,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は449万1,000円の増額補正で、主な内容は、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金、後期高齢者医療給付に要する経費負担金精算金などの増額となっております。

款21町債は980万円の増額補正で、土木債の藤木戸勝場線歩道整備事業債の増額となっております。

歳入合計は、現予算に対しまして1億5,784万5,000円を追加し、92億8,883万5,000円とするものでございます。

次に、3ページが歳出でございます。

初めに、款2総務費は1,011万3,000円の増額補正で、主な内容につきましては、一般管理給

与費に係る時間外勤務手当、子育てワンストップサービスシステム導入委託料、道路安全対策工事費、給与支払報告書パンチ事務委託料、イメージ管理サービス初期導入費などの増額となっております。

款3 民生費は7,295万1,000円の増額補正で、主な内容は、障害者総合支援システム改修委託料、障害福祉サービス費、障害者医療給付費、障害児通所給付費、施設型給付事業負担金、地域型保育給付事業負担金などの増額となっております。

款4 衛生費は1万4,000円の増額補正で、臨時職員賃金の増額となっております。

款7 土木費は2,687万4,000円の増額補正で、藤木戸勝場線歩道整備事業に係る土地購入費及び物件補償費の増額となっております。

款8 消防費は8万5,000円の増額補正で、消防施設整備事業に係る修繕料の増額でございます。

款9 教育費は4,780万8,000円の増額補正で、主な内容は、給食用昇降機などの学校施設に係る修繕料、七本木小学校、上里東小学校階段棟改修工事費、上里東小学校プール改修工事費、中学校光熱水費、就学援助費などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして1億5,784万5,000円を追加し、92億8,883万5,000円とするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、款3教育費、項2小学校費の小学校管理運営事業3,839万4,000円を、翌年度に繰り越して使用することのできる経費とするものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第3表地方債補正につきましては、起債対象事業である藤木戸勝場線歩道整備事業の事業費増額に伴い、起債限度額を2,570万円に増額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の資料で説明をさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 岡村拓哉君補足説明]

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、歳入なんですけれども、一般寄附金の1,000万につきましては、どのように活用するか検討中ということでありますけれども、いわゆる歳入と歳出が同じになっておりますので、検討するのであれば、それはきちっとしておいて、本来であればそういうふう to 処理するのがいいんじゃないかなというふうな感じを受けるんです。

やはり、上里町に何歳までおられたのかわかりませんが、そういう上里町への思いを込めていただいた、大切な、本当にありがたいものでありますので、本当に何となく消えましたよというんじゃないなくて、それをきちっとしておいて、そのために子育て支援がこんなにできましたとか、高齢者の福祉がこんなに豊かになりましたみたいな形になるものにしていただければ、ありがたいかなというふうに思って質問するところです。

それと、情報ネットワーク事業でありますけれども、子育てワンストップサービスシステム導入委託料ということで、同僚議員が質問した、そういうこととも関係してくるかなというふうに思いながら聞いていたんですけれども、マイナンバーが登録、登録というんでしょうか、マイナンバーカードがないと使えないサービスなのかどうか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

それと、税務課のところでありますけれども、マイナンバー導入によって、きちっと管理しなくちゃいけないということで、新たに委託料でイメージ管理サービスの初期導入費というんでしょうか、が発生しているわけでありますけれども、マイナンバーカード発行は、1割にも満たない状況でありますけれども、かかる経費が非常に多過ぎるなというふうに思っています。今後もこうした費用が増加する可能性があるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

しかしながら、マイナンバーが漏えいされては困りますので、慎重な管理も、当面はこの制度が導入されている以上、しなければいけないということもあると思いますので、お尋ねしたいというふうに思います。

それと、障害者福祉事業に関してでありますけれども、30年改正に伴って、システム改修というのはわかりました。生活介護等障害者福祉サービス費ですね、また、障害者医療給付費、また、障害児通所給付費、いずれも増加傾向にあるということでありますけれども、特に、放課後保育に通所している、障害のある方がどのぐらいの伸びを見ているのか。医療給付費も、1人当たりの伸びが前年度に比べてどのような上半期の実績だったのか、具体的にお聞かせ願えればというふうに思います。

子育て共生課のところにおきましても、認定こども園及び地域型保育の利用者が増加してい

るということであります。当初の予定からどのぐらい、何人の増加を見ているのかお聞きしたいというふうに思います。

あと、高齢者いきいき課でありますけれども、介護予防ケアマネジメント事業委託料ということで、私の聞き間違いかもしれませんけれども、要支援者が介護予防サービスを利用する際の、ケアプランの策定という説明だったように思うんですが、いわゆる要支援の方は、支援総合事業と介護保険と選べるわけですけれども、やはり介護保険を選ぶ方が、予定よりも増えたという解釈でいいのかどうかお尋ねしたいと思います。

学校教育課におきましては、ヘルメット購入費補助金も就学援助費補助金も、新1年生及び中学生でしょうけれども、入る前に手だてをしますということは、大変ありがたく思っているんですけれども、就学援助費の人数ですね、どのような増加傾向にあるのか、対象者についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げたいというふうに思います。

先ほど、御質問がありました、まず1点目、総合政策課のほうで幾つか御質問いただいていると思いますが、まず、1点目の寄附金でございます。

こちらにつきましては、1つ目として、使い方については、よくきちんと検討してほしいというお話、それから、予算の計上の仕方として、歳入と歳出は一致するのであるから、今回、入だけを計上したのはいかがかというような点も、御指摘をいただいたのかと思います。

まず、1点目の使い方の話でございますが、こちらにつきましては、町といたしましても有益な使い道について、よく検討していかなければならないということで、考えておきまして、既に寄附をいただくような話をいただいてから、数カ月が経過しておるわけですが、この間、職員から広く提案を募りまして、これに基づいて、職員提案審査委員会を開いております。これによって、例えば独創性、効果性、実現性、継続性というような視点を持って、職員提案審査委員、また、その他の所属長からも採点をするという形で、現在、多く寄せられた職員からの提案の絞り込みを行っている最中でございます。年内には、方向性を決めたいというふうに担当課としては考えているところでございます。

また、もう一点の予算の計上の話でございますが、議員御指摘のように、地方自治体の予算につきましては、単年度の原則ということがございますので、こちら、そのまま入でošimaiということではなくて、ただいま申し上げたように、年内には、ある程度方向性を決めたいというふうに考えておりますので、3月の補正予算なりへの計上ということ、予定をしてお

るところでございます。年度間においては、歳入歳出が一致するような形での計上を予定しているところでございます。

それから、もう一点、御質問のありました、子育てワンストップサービスの関係でございます。

こちらについては、マイナンバーカードがないと、このサービス使えないのかというような御質問がございました。御指摘のように、このワンストップサービスを利用するためには、マイナポータルという、情報開示サイトへのアクセスが必要になります。こちらへログインを行うためには、なりすまし等によりまして、特定個人情報を詐取されることがないように、高度な情報セキュリティ、プライバシー保護に配慮した、厳格な本人認証を担保するという必要がございます。

こういったことから、原則としてマイナンバーカードのICチップに搭載される、公的個人認証を用いたログインをするということとなっております。したがって、繰り返しになりますが、原則として、マイナンバーカードでログインをして、子育てワンストップサービスを利用していくということになります。マイナンバーカードを取得していない場合になりますが、現在、申し上げたように、このような情報セキュリティ、プライバシーの保護に配慮した、厳格な本人認証の担保という観点から、原則としては利用ができないという状況となっていることにつきまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 税務課の説明をさせていただきます。

税務課の給与支払報告書のパンチ入力委託、イメージ管理につきまして、マイナンバーカードの普及が少ない状況で、ここまでかける意味があるのか。あるいは、今後、この経費に関して増加する可能性があるのか、そういった御質問だったかと思っております。

まず、1点目ですけれども、マイナンバーに関しましては、今回、給与支払報告書ということで、事業所のほうから昨年1年間の収入状況を、資料として提出されたものに、マイナンバーが記載されているという状況です。

これまでにしましては、職員のほうで、およそ1万1,000枚とかあるんですけれども、それを手入力してまいりました。それを今度、事務量の削減等進めていく上で、データを事業者のほうに渡しまして、入力をしていただくんですけれども、その方法につきまして、紙でお渡しすると非常に危険な状況ではあるかと。そこを、スキャナーで読み取った給与支払報告書のデータを送付することによって、対応していくという内容でございます。そちらの給与支払報

告書に、マイナンバーが記載されているということで、今後の管理に関して、データで管理できれば、非常にセキュリティーがアップするという内容でございます。

それから、今後、増加する可能性があるかというところでございますけれども、今年度、初期導入費用を投資しまして、来年度以降については、管理経費ですとかパンチ委託に関しては、継続してかかっていくような状況でございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の子育て支援アプリの部分で、1点、健康保険課で関連のございます、同僚議員からの質問がございました、モバイルサービスとの関連性というところで、説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど、総合政策課長から説明があったとおり、マイナンバーカードのシステムとは別のものございまして、県のアプリでございます。利用者は、マイナンバーカードというもので入力することなく、スマートフォンのアプリに初期設定で年齢や性別、それと、該当する市町村等を選択することによって、開始ができるサービスでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 町民福祉課のほうで説明させていただきたいと思っております。

障害福祉サービス費、それから障害児の通所給付費、こちらのほうが、前年度に比べて増えているという形での御説明になります。

障害福祉サービス費でございますけれども、平成28年度は、延べ人数が2,399人だったところ、8月末の数字でございますけれども、延べ人数が1,209人となっております、昨年度の決算の既に54%を支出している状況でございます。

それから、障害者医療給付費、こちらは更生医療費のみ、今回は計上させていただきました。こちら、平成28年度は、対象者が25人だったところ、平成29年度は、対象者が32人となっております。こちらのほうも、昨年度の決算額の既に65%を支出している形になっております。

それから、障害児通所給付費、こちらは、ここ昨今、ずっと増えている費用でございます。昨年の延べ利用者数ですけれども、456人、今年につきましては、279人となっております。こちらにつきましても、昨年度の決算額の68.5%を、既に支出している状況になってございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に説明をさせていただきます。

施設型給付事業負担金及び地域型保育給付事業負担金の増額についての、当初の見込みと現状ということでございますが、地域型給付事業につきましては、当初、6人を見込んでおりましたところ、10月現在、16人ということでございますので、この16人を3月まで積算した上においての、増額の補正となっております。

地域型保育給付事業におきましては、昨年度実績を踏まえ、当初1名ということでの見込みを立てさせていただきましたところ、10月現在、4人の入所ということでございます。このまま3月まで、入所が継続されるということを見込みまして、今回の増額補正となったものでございます。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に説明をさせていただきます。

総合事業開始に伴って、要支援1・2の方のサービスが増えたのかということなんですけれども、要支援1、2の方については、28年の2月までは、予防給付、介護予防支援費ということで、国保連のほうから全て支払いをしておりましたが、2月以降のサービスにつきましては、デイサービス、それから、ホームヘルプサービスを使った方のみは、総合事業の特別会計のほうから、ケアプラン料のほうで支払われるような形になっております。

それ以外の福祉用具のレンタル、それから、ショートステイ、訪問看護、ホームヘルプサービス等以外のサービスを使った方のケアプラン料というのは、今までどおり介護予防支援費ということで、国保連のほうから支払われるというシステムになってございます。

まだ、1年しか経過していないところで、当初、高齢者の伸び率を掛けて見込みをしておりましたが、それではちょっと追いつかない状況が、実績を見ましてあったものですから、伸び率の一番高い部分を掛けて、予算のほうを計上させていただいて、作成をさせていただきました。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

中学校教育振興事業の就学援助費でございますけれども、対象予定者といたしまして、平成30年度に35名を予定してございます。平成29年度と比べますと、若干名減少となっております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 学校教育課のほうの3ページですかね、まず1点目が、小学校の管理運営事業で、説明の中で、上里東小のプール、もう亀裂が入っているということで、これは、今年の7月に各小・中学校を訪問した際に、文教のほうの報告として、東小でプール開きをする前に、教職員でもって点検をしたところ、こういう状況ですよと我々が見させてもらったんですが、先生方で底面というんですか、底にコーティングをしたと、水を張った上からも、そのコーティングした状況が見えたわけですけども。

先ほどの説明で、東小のプールももう改修しますよということで、3,839万4,000円ですか、計上していますが、これは、七本木小学校と同様に、七本木小学校は、同等の年度につくられたものというふうに認識しているんですけども、恐らく同じような年数がたっているということで、文教の学校訪問の報告で上げていると思うんですが、まず、七本木小学校のプールにおいては、2年経過して、今年のプール授業は、七小はプール授業はできませんよということで、保護者等にも説明をしたと。ちょっと時間がたって、9月補正で約3,700万ですか計上して、その前に、5月の説明のときには、予算をとって業務委託を今かけていますよという説明がありました。

今回は、東小のプール改修においては、その業務委託も含めた予算というか、3,839万4,000円なのか、その辺、具体的にちょっと説明していただけますか。

○議長（納谷克俊君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、委託費でございますけれども、委託費につきましては、小学校の委託事業の中から、今まで発注しておりました事業の発注残ということで、業務委託費を発注させていただきました。

今回、調査を行いました東小ですけども、東小のプールの授業が終了いたしました、10月に発注をさせていただきますして、10月に現地調査をさせていただきますして、その結果をもって、このたび補正を上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 再度、同じ質問になるんですが、要するに、そうすると七小は、来年の30年度のプール授業には間に合うよという回答もらっていますが、東小についても同様の、来年度、30年度のプール授業には間に合うような計画で進めているのかどうか、再度、質問させていただきます。

○議長（納谷克俊君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 説明させていただきます。

東小のプール改修につきましても、今回、補正予算上げさせていただきまして、発注を行いまして、平成30年5月までの工期ということで、予定をしておりますので、6月からの授業に間に合うように、竣工させる予定でございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第62号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第10、町長提出議案第62号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第62号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,437万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10繰越金は4,636万円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、現予算に対しまして4,636万円を追加し、41億2,437万7,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款2保険給付費は90万円の増額補正で、葬祭費交付金の増額でございます。

款10諸支出金は4,546万円の増額補正で、一般被保険者保険税の還付金や、国保療養給付費等負担金の返還金について増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し4,636万円を追加し、41億2,437万7,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ちょっと疑問に思ったんですけども、この国庫支出金の返還金なんですけれども、結構、額が大きいので、その内容についてちょっとお尋ねしたいなと思いました。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の国庫支出金の内容について御説明を差し上げます。

この補助金については、翌年度精算ということになっておりまして、28年度中の申請している交付額は、1月にしますので、年度の結果が出ておりません。3月から10月までの途中実績による見込み額で交付されてくるものでございます。実績報告が翌年6月なんですけど、再度、年度ベースで計算してかかった額について精算されるということで、このたび、4,453万9,000円のほうは不足ということで、支出することでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第63号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第11、町長提出議案第63号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第63号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,682万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,535万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及

び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は543万9,000円の増額補正、款3支払基金交付金は1,080万2,000円の増額補正、款4県支出金は266万7,000円の増額補正で、介護サービス給付等の保険給付費や、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額によるものでございます。

款6繰越金は2,791万5,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計につきましては、現予算に対し4,862万3,000円を追加し、18億1,535万1,000円とするものでございます。

次に、3ページが歳出でございます。

初めに、款1総務費は165万4,000円の増額補正で、最低賃金の改定による臨時職員賃金及び介護保険制度改正に伴う、システム改修業務委託料などの増額となっております。

款2保険給付費は2,111万8,000円の増額補正で、在宅における介護保険サービス給付費や、高額介護サービス費などの増額となっております。

款3地域支援事業費は20万円の増額補正で、地域包括支援センター職員の手当及び住宅地特例者に係る総合事業サービス計画給付費などの増額となっております。

款4諸支出金は2,385万1,000円の増額補正で、前年度の介護給付費等に係る負担金等の精算に伴い、国・県への返還金が確定したことにより、増額をするものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し4,682万3,000円を追加し、18億1,535万1,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件

を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第64号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（納谷克俊君） 日程第12、町長提出議案第64号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第64号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,944万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4繰越金は18万5,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款5諸収入は33万9,000円の増額補正で、歳出補正の保険料歳出還付返還金と、人間ドック補助金について、同額が、後期高齢者広域連合から交付されるための増額補正でございます。

歳入合計は、現予算に対してまして52万4,000円を追加し、2億3,944万円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は38万8,000円の増額補正で、一般管理費に係る通信運搬費や、人間ドック補助金の増額でございます。

款3諸支出金は13万6,000円の増額補正で、保険料返納還付金を増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして52万4,000円を追加し、2億3,944万円とするものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日は、これをもって散会いたします。

午前11時31分散会